

[審査基準・標準処理期間設定様式]

(整理番号 申：備二－１)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|             |             |  |
|-------------|-------------|--|
| 処 分 名       |             | 示威運動等の許可   |
| 根拠法令及び条項    |             | 集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例第3条   |
| 所管部局課室係名    |             | 警察本部警備部警備第二課（申請先：警察署警備課）   |
| 基 準         |             | 集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例第3条第1項に該当し及び条例を遵守し、屋外における集会若しくは集団行進又は集団示威運動が公共の安全と秩序に対して直接危険が及ぶことが明らかであると認められる場合のほかは許可する。 |
|             | 参 考 事 項     |  |
|             | 設 定 年 月 日 時 | 平成8年4月1日（ 年 月 日変更）   |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 | 総日数 日（定めない。）   |
|             | 内 訳         | 經由期間 日（ ）<br>協議機関 日（ ）<br>処分期間 日（ ）  |
|             | 設 定 等 年 月 日 | 平成8年4月1日（平成9年 2月 3日変更）   |
| 備 考         |             |  |